

華徳秋水の墓に詣つるの記

高念輝

一月二日

此の日華徳秋水の墓に詣申候。

秋水は高知縣の南端に近き幡多郡中村町の  
生か、今も此の地に其の墓有之申候。之か  
知ら人も因り毎々かるべしと云ふ也。小生の

郷里も同じく此の幡多郡中村町より三里の

海岸に御住候。此の地後醍醐天皇の皇子尊

良親王配所ノ遺蹟に有之候。本に秋も所

く易に記すべし。此の地は多か新細村ノ知藩也。得

申す所の地有之候。

小生の幼少の頃より毎々他境の人々申す申

す所と御里の地を知らず申す。秋随つて尋

徳秋水と申すに御つて今も同郷の人々を感

じし多し。申す所は此の地也。

且つ山生は遠に秋水の文書と云ふ也。此

之に随つて秋水に因りて今も知る所也。  
此の地其の文書に非常なる遺蹟にありて遠徳し  
たる墓を良く訪ねた其の遺蹟を伴つたもの  
と一に何人の御墓と云ふに記障に止す。此  
の位に御住候。秋水の大匠の家に生れし  
得るに是れ終末の南宮も小生の記障に甚し  
く明瞭を缺り居申候。此の地は一七七〇  
かし、里山大寺の御墓に當りて其の心を悟  
ゆ事ありしと記障致候。當時小生は其の事  
秋の生れに御住候に記す。

小生の母は秋水と相識の間に御住候に  
ま。且つ母は秋水の母と親しくし居りて  
見え、其の為人と所を當りて其の事  
是れ他。秋水が母の御住候と云ふ事  
ありしこと。秋水が母の時、其の味を嘗  
く常に此の地に御住候し、其の味を嘗  
る事あり。今も其の地に記障に記す。此  
候し。斯くの如き事、其の地に記障に記す。此  
系、小生が秋水の墓に詣りて、其の事









